

各経済産業局に委任された事務の 実績に係る定期報告

(趣旨)

電気事業法に基づく電気の特定供給の許可、及びガス事業法に基づくガス事業の許認可等のうち、経済産業大臣より各経済産業局長に権限委任されているものの一部については、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）に対する意見聴取への回答に係る事務も委員会委員長から経済産業局長へ事務委任している。当該事務については、経済産業局は随時案件を委員会事務局に報告し、委員会事務局は定期的に当該許可等の実績を委員会で報告することとしているため、2017年1月から6月までの実績につき、今般その定期報告をさせていただきます。

主なポイント

1. 電気に係る回答件数 (※)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計
特定供給の許可 【第27条の31第1項】	2	0	2	0	2	0	6

2. ガスに係る回答件数 (※)

(1) 旧ガス事業法関係 (2017年1月から3月まで)

① 供給約款関係

	1月	2月	3月				合計
供給約款等の特例認可 (一般ガス) 【第20条ただし書後段】	2	1	1				4
供給約款の設定の認可 (簡易ガス) 【第37条の7第1項において準用する第17条第1項】	0	2	0				2
供給約款の変更の認可 (一般ガス) 【第17条第1項】	0	1	0				1
供給約款の変更の認可 (簡易ガス) 【第37条の7第1項において準用する第17条第1項】	5	20	19				44

(※) 複数件の申請に対し1件の回答を行っているものについても、複数件として数えている。

② 事業の許可・変更関係

	1月	2月	3月				合計
事業の許可（簡易ガス） 【第37条の2】	0	1	0				1
供給区域等の変更 （一般ガス） 【第8条第1項】	16	17	9				42
供給地点等の変更の許可（簡易ガス） 【第37条の7第1項において準用する第8条第1項】	12	31	28				71

③ 事業の譲渡・譲受・合併・休廃止関係

	1月	2月	3月				合計
事業の譲渡し及び譲受への認可（簡易ガス） 【第37条の7第1項において準用する第10条第1項】	1	4	3				8
事業者の合併の認可（簡易ガス） 【第37条の7第1項において準用する第10条第2項】	4	2	1				7
事業の休止及び廃止の許可（簡易ガス） 【第37条の7第1項において準用する第13条第1項】	2	9	10				21

④ 小売事業の事前登録関係

	1月	2月	3月				合計
小売事業の事前登録 【3弾法附則第16条第2項】	2	5	11				18
小売事業の事前変更登録 【整備等政令第34条第2項】	0	0	1				1

(2) 新ガス事業法関係 (2017年4月から6月まで)

① 供給区域等の変更関係

				4月	5月	6月	合計
供給区域等の変更 (一般ガス導管) 【第40条第1項】				3	8	13	24

② 託送供給約款関係

				4月	5月	6月	合計
託送供給約款の設定の 認可 (一般ガス導管) 【第48条第1項】				1	0	0	1
託送供給約款の制定不 要承認 (特定ガス導管) 【第76条第1項ただし 書】				13	0	0	13

③ 指定旧供給区域等・地点の変更関係

				4月	5月	6月	合計
指定旧供給区域等の変 更の許可 (旧一般ガス) 【3弾法附則第23条第1 項】				0	0	2	2
指定旧供給地点の変更 の許可 (旧簡易ガス) 【3弾法附則第29条第1 項】				1	0	9	10

④ 指定旧供給地点小売供給の譲渡・譲受関係

				4月	5月	6月	合計
指定旧供給地点小売供 給の譲渡し及び譲受け の認可 (旧簡易ガス) 【3弾法附則第28条第4 項によりなおその効力 を有する旧法第37条の 7第1項において準用す る旧法第10条第1項】				0	0	1	1

⑤ 小売事業の登録関係

				4月	5月	6月	合計
ガス小売事業者の登録【第3条】				0	1	1	2
ガス小売事業の変更登録【第7条第1項】				0	2	4	6

3. 各局の回答件数

(1) 電気

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計
北海道経済産業局	0	0	0	0	0	0	0
東北経済産業局	0	0	0	0	0	0	0
関東経済産業局	0	0	0	0	0	0	0
中部経済産業局	1	0	0	0	0	0	1
中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局	0	0	0	0	1	0	1
近畿経済産業局	0	0	0	0	0	0	0
中国経済産業局	0	0	0	0	0	0	0
四国経済産業局	0	0	1	0	0	0	1
九州経済産業局	1	0	1	0	1	0	3
内閣府沖縄総合事務局	0	0	0	0	0	0	0

(2) ガス

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計
北海道経済産業局	0	3	2	0	0	0	5
東北経済産業局	4	8	11	3	1	2	29
関東経済産業局	22	34	34	5	3	24	122
中部経済産業局	8	15	16	2	0	0	41
中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局	1	0	1	0	2	0	4
近畿経済産業局	2	9	11	2	0	0	24
中国経済産業局	1	7	2	2	3	4	19
四国経済産業局	2	2	3	1	2	0	10
九州経済産業局	4	13	1	3	0	0	21
内閣府沖縄総合事務局	0	2	2	0	0	0	4

4. 傾向

- ・電気の特定供給に係る事務の件数は、従前どおりで推移。
- ・ガスについて、託送約款の事前認可及び経過措置の指定等の事務が発生していた前回と比較し、特に、新ガス事業法が施行された2017年4月から6月までにおいては、ガス事業法上の事務の件数は比較的落ち着いている。もっとも、一般ガス導管事業者の供給区域の拡大や、小売事業者の供給を行お

うとする地域の拡大等に伴う事務が一定数生じているほか、地方局では事務委任ではないが定期報告に係る事務が発生している。

なお、上記委任事務について、事業者からの苦情は本省及び地方局に対して特段寄せられていない。

(参考) 前回報告 (対象期間 2016 年 7 月から 12 月まで)

1. 電気に係る回答件数 (※)

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
特定供給の許可 【第 27 条の 31 第 1 項】	0	0	0	1	0	5	6

2. ガスに係る回答件数 (※)

(1) 供給約款・供給条件関係

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
供給約款等の特例認可 (一般ガス) 【第 20 条ただし書後段】	0	1	1	1	1	2	6
供給約款等の特例認可 (簡易ガス) 【第 37 条の 6 の 2 ただし書後段】	0	0	1	1	0	0	2
供給約款の設定の認可 (簡易ガス) 【第 37 条の 7 第 1 項において準用する第 17 条第 1 項】	2	0	0	0	4	0	6
供給約款の変更の認可 (一般ガス) 【第 17 条第 1 項】	0	0	1	0	0	1	2
供給約款の変更の認可 (簡易ガス) 【第 37 条の 7 第 1 項において準用する第 17 条第 1 項】	5	8	10	10	12	9	54

(2) 事業の許可・変更関係

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
事業の許可 (一般ガス) 【第 3 条】	0	0	1	0	0	0	1
事業の許可 (簡易ガス) 【第 37 条の 2】	1	1	2	1	0	1	6
事業の許可の取消し (簡易ガス) 【第 37 条の 7 第 1 項において準用する第 14 条第 2 項】	0	0	0	0	0	1	1
供給区域等の変更	6	12	7	10	8	11	54

(一般ガス) 【第8条第1項】							
供給地点等の変更の許可(簡易ガス) 【第37条の7第1項において準用する第8条第1項】	29	22	20	40	32	16	159

(3) 事業の譲渡・譲受・合併・休廃止関係

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
事業の譲渡し及び譲受けの認可(一般ガス) 【第10条第1項】	0	0	0	0	0	1	1
事業の譲渡し及び譲受けの認可(簡易ガス) 【第37条の7第1項において準用する第10条第1項】	1	1	3	3	2	5	15
事業者の合併の認可(一般ガス) 【第10条第2項】	0	0	0	0	1	0	1
事業者の合併の認可(簡易ガス) 【第37条の7第1項において準用する第10条第2項】	0	2	2	1	3	1	9
事業の休止及び廃止の許可(簡易ガス) 【第37条の7第1項において準用する第13条第1項】	17	5	4	11	6	2	45

(4) 託送供給約款関係

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
託送供給約款の認可 【3弾法附則第18条第1項】	0	0	0	0	0	122	122
託送供給約款の特例承認 【第22条第3項ただし書】	0	0	0	1	0	0	1

(5) 指定日旧供給区域等・指定旧供給地点の指定関係 (※2)

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
指定旧供給区域等の指定 【3弾法附則第22条第6項】	0	0	0	0	0	9	9
指定旧供給地点の指定 【3弾法附則第28条第5項】	0	0	0	1	0	433	433

(※2) 事業者数により計上。ただし、同一の事業者につき複数の局で指定した場合は複数件として計上。

(6) 小売事業の登録関係

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
小売事業の登録 【3弾法附則第16条第2項】	0	0	0	0	2	2	4

3. 各局の回答件数

(1) 電気

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
北海道経済産業局	0	0	0	0	0	0	0
東北経済産業局	0	0	0	0	0	0	0
関東経済産業局	0	0	0	0	0	0	0
中部経済産業局	0	0	0	0	0	0	0
中部経済産業局電力・ ガス事業北陸支局	0	0	0	0	0	0	0
近畿経済産業局	0	0	0	0	0	3	3
中国経済産業局	0	0	0	0	0	0	0
四国経済産業局	0	0	0	0	0	0	0
九州経済産業局	0	0	0	1	0	2	3
内閣府沖縄総合事務局	0	0	0	0	0	0	0

(2) ガス

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
北海道経済産業局	2	3	4	4	3	3	19
東北経済産業局	14	3	0	7	10	16	50
関東経済産業局	24	29	30	35	42	25	185
中部経済産業局	6	4	3	6	4	10	33
中部経済産業局電力・ ガス事業北陸支局	3	1	0	0	2	7	13
近畿経済産業局	1	1	3	2	4	6	17

中国経済産業局	3	6	4	8	5	4	30
四国経済産業局	0	0	1	0	1	5	7
九州経済産業局	3	2	3	12	8	6	34
内閣府沖縄総合事務局	5	3	3	3	1	3	18